

X
98

公立学校施設の整備、防災及び災害復旧に関する
法律案要綱（第三次案 昭和二七、二二三 施設課）

目次

第一章 総則	第一節 総則
第二章 公立学校施設審議会	第二節 政府の援助
第一節 公立学校施設中央審議会	第三節 役員
第二節 公立学校施設地方審議会	第四節 業務
第三章 整備、防災及び災害復旧	第五節 会計
第一節 基準	第六節 監督
第二節 積立金	第七節 雑則
第三節 整備	第五章 雑則
第四節 防災	第六章 罰則
第五節 災害復旧	附則
第四章 公立学校施設金庫	

相良 6

第一章 総則

(目的)

第一 この法律は地方公共団体が公立学校施設の整備、防災及び災害復旧に関する事業を一時に過度の負担を課すことなく計画的に実施するための地方公共団体の互助組織を確立し、これらの事業についての地方公共団体の責務と援助の態様を明らかにし、もつて幼児、児童、生徒、学生の生命身体の安全と保護、健康の増進、学習の増進と向上を図る学校施設の基本的条件をと、のえ、公立学校教育の進展に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二 この法律において左の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

一 学校 公立の学校で学校教育法第一条に定めるものをいう

二 施設 学校の校地(屋外運動場を含む)、建築物、附属設備及び

この法律に基いて定める設備をいう。

三 整備 施設を新たに設け又は既存施設を増設することをいう。

四 災害 暴風、水、高潮、地震、豪雨、豪雪その他異常な現象に因り生ずる災害及びこれに基因する火災をいう。

五 防災事業 災害予防のために行う既存の学校の建築物及び建築設備の補強及び改築事業をいう。

六 災害復旧事業 災害によつて必要を生じた事業で災害に罹つた学校の建築物及び建築設備を原形に復旧する(原形に復旧することが不可惜又は困難あるいは不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること及び当該施設に代るべき必要な施設をすることを含む)ことを目的とする事業をいう。

(学校施設の整備及び維持管理の基本)

第三 地方公共団体は法律及び法律に基く命令規則にしたがい、学校施設を教育上、管理上、保健衛生上並びに危険及び災害の防止上、有効適切に整備し、かつ維持管理しなければならない。

国は前項の地方公共団体の努力を奨励し指導しなければならない。

(都道府県教育委員会の認可)

第四 地方公共団体が学校の施設を新たに設け増設し又は変更しようとする時は、その計画につき当該都道府県教育委員会の認可を得なければならぬ。認可を受けた計画を変更しようとする場合も同様とする。

前項の規定により都道府県教育委員会の認可をしようとするときはその計画がこの法律又はこれに基く命令の規定に適合しているかどうかについて審査しなければならない。

(主務大臣の監督)

第五 主務大臣は、地方公共団体に対して、学校施設の整備、防災及び災害復旧事業に関し必要な調査を行い、報告を求め、又は事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

主務大臣は、都道府県教育委員会をして、当該都道府県の区域内

存する市町村(市町村の組合を含む)に対して政令で定めるところにより、前項に規定する主務大臣の権限を行わせることができる。

第二章 公立学校施設審議会

第一節 公立学校施設中央審議会

(設置)

第六 文部省に公立学校施設中央審議会（以下「中央審議会」という）を置く。

(組織)

第七 中央審議会は中央及び地方関係行政機関の長及び職員並びに学校施設及び財政経済につき学識経験をもつものの中から文部大臣の任命する十五人の委員で組織する。

第八 中央審議会は文部大臣の諮問に応じ左の各号につき調査、審議する。

- 一 公立学校施設の基準
- 二 公立学校施設の整備、防災及び災害復旧に関する基本方針
- 三 公立学校施設金庫の運営方針

(政令委任)

第九 中央審議会に關し必要な事項はこの法律に規定するものを除くほか政令で定める。

第二節 公立学校施設地方審議会

(設置)

第十 都道府県教育委員会に公立学校施設地方審議会（以下「地方審議会」という）を置く。

(組織)

第十一 地方審議会は関係地方行政機関の長及び職員並びに学校施設及び財政経済につき学識経験をもちものの中から教育委員会の任命する十人の委員で組織する。

教育委員会は委員の任命にあたって知事と協議しなければならぬ。

(附則)

第十二 地方審議会は教育委員会の諮問に応じ左の各号につき調査審議する。

- 一 当該都道府県の実情に添する公立学校施設の基準
 - 二 当該都道府県の公立学校施設の整備、防災及び災害復旧に関する具体的方針
 - 三 公立学校施設金庫の当該都道府県における運営及び利用方法
- (教育委員会規則への委任)

第十三 地方審議会に仰し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか当該都道府県教育委員会規則で定める。

第三章 整備、防災及び災害復旧

第一節 基準

(必要施設)

第十四 学校に必要な施設については第一表による。但し本表に含まれない学校については別に文部省令で定める。

2 前項の必要な施設の細部については必要に依り文部省令で定める。

(校舎面積の最低基準)

第十五 学校の校舎面積の幼児、児童、生徒一人についての最低基準以下「基準」という)は第二表による。但し校舎の主要部分の床面積の基準及び本表に含まれない屋内運動場並びに学校の床面積の基準については別に文部省令で定める。

第十六 (都道府県教育委員会規則による基準) この法律及びこの法律に基く命令並びに他の法律及びその法律に基く命令で定めるところのもの外、都道府県教育委員会は、

都道府県教育委員会規則をもつてそれぞれの都道府県の特殊事情

のため必要ある基準を定めることができる。

都道府県教育委員会が前項の規則を定めようとする場合はあらかじめ文部大臣に協議するものとする。

第二節 積立金

(積立金)

第十七 大学を除く公立学校を設けする地方公共団体は毎年主務省令で定める單価に第十五の基準坪数とその設けする学校種別ごとに幼児、児童、生徒数とを乗じた金額を第七章の公立学校施設金庫(以下金庫という)に積立てなければならぬ。

1 幼児、児童、生徒数は毎年五月一日の在籍数による。

2 地方公共団体はその希望により基準以上の建物に対しても主務省令の定めるところにより積立を行うことができる。

3 大学を設けする地方公共団体は希望により主務省令の定めるところに従い第一項の方法に準じ積立金を行うことができる。

5 積立金には主務省令の定める利率による利子を附するものとする。
(積立金の払込)

第十八 地方公共団体は毎年六月末日までにその年度の積立金を金額に払込まなければならない。

● 災害その他特殊の事由により積立金の払込が困難となつた地方公共団体は主務大臣の認可を受けて積立金払込方法を一時変更する事ができる。

3 積立金への払込方法については主務省令をもつて定める。

第三節 整備

(整備資金)

第十九 地方公共団体は、学校施設を第十七の積立金の基礎となつた建築面積まで整備する場合には当該地方公共団体が金額に積立てた積立金の払戻しを主務省令の定めるところに従い金額より受けると共にその不足額を第五十四及び第五十五に従い貸付を受けることができる。

同じ、地方公共団体がその施設整備について国庫補助を受けた場合にはその金額に応じて貸付金を減額するものとする。

(例外措置としての国庫補助)

第二十 国は左記の場合には地方公共団体に対し国の予算の範囲内において補助するものとする。

- 一 第十四による屋内運動場を必要とする地方公共団体が屋内運動場を整備しようとする場合
- 二 戦災学校を地方公共団体が復旧しようとする場合
- 三 盲学校及びろう学校を義務制の進行のために地方公共団体が整備しようとする場合
- 四 法律又は法律に基く命令により建築の必要となつた学校施設を地方公共団体が整備しようとする場合

第四節 防災

(維持管理の改善についての注意の喚起)

第二十一 公立学校施設に対する維持管理が適切を欠くときは、文部大臣は当該公立大学を設置する地方公共団体に対し都道府県教育委員会は当該公立学校の設置者に対し、維持管理の改善について注意を喚起することができる。

(維持管理の改善の注意に対する措置)

第二十二 都道府県教育委員会より前条の注意を受けた学校の設置者は速に維持管理を改善しなければならない。

(防災事業実施の報告)

第二十三 公立学校施設が幼児、児童、生徒、学生の生命身体に危険を生ずるおそれがあると認められた場合は、文部大臣は公立大学の設置者に対し、都道府県教育委員会は当該公立学校の設置者に対し、その学校施設に対する防災事業実施を報告することが出来る。

前項の報告には防災を必要とする理由、防災事業の程度、防災事業完了の日限等を示すものとする。

都道府県教育委員会が第一項の報告を出そうとする場合は、事前に文部大臣に協議するものとする。

(主務省及び金庫への通知)

第二十四 都道府県教育委員会が地方公共団体に対して第二十三の報告を出した場合は、主務省令の定めるところにより主務省及び金庫に通知するものとする。

(報告を受けた学校の設置者)

第二十五 第二十三の報告を受けた学校の設置者は、速にその学校施設を調査し文部大臣及び都道府県教育委員会に対し防災事業の実施計画について報告しなければならない。

報告を受けながら、防災事業を延期したり、実施しない学校の設置者はその理由を文部大臣あるいは都道府県教育委員会に説明しなければならない。

(防災資金)

第二十六 学校の設置者が学校施設の防災事業を行おうとする場合には第十七の積立金の基礎となつた建築面積の防災事業費について地方公共団体が金庫に積立てた積立金の払戻を主務省令の定めるところに従い金庫より受けると共に、その不足額を第五十四に定める貸付基準に従い金庫より貸付を受けることが出来る。

第二十三の報告を受けた学校の設置者は、学校施設の防災事業に關する資金について優先的に貸付を受けることが出来る。

建築基準法第十條による命令による学校の設置者が学校施設の防災事業を行おうとする場合の資金についても前項と同様の取扱を受けるものとする。

第五節 災害復旧

(国庫負担)

第二十七 国は公立学校に關する災害復旧事業で、金庫における当該地方公共団体の積立金を払戻しても、その災害復旧事業費に充たないものについては、その満たない部分の事業費を負擔する。但し地方公共団体が積立金の対象としなかつた施設についてはこの限りではない。

地方公共団体は災害復旧事業費について、前項の災害復旧事業費に國庫負担金の範囲内において金庫より緊急貸付を受けることが出来る。

3 前項の場合金庫は主務大臣と協議して貸付額を定めなければならない。

(適用除外)

第二十八 前條の規定は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

- 一 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められるもの
- 二 甚だしく維持管理の義務を怠つたことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

三 第二十三の防災事業実施についての勧告又は建築基準法第十條による命令を受けたにもかゝりわらず、防災施設を設けなかつたもの

（災害復旧事業費の決定）

第二十九 第二十七の規定により国がその費用を負担する災害復旧事業の事業費は地方公共団体の提出する資料、現地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。

前項の場合主務大臣は、当該地方公共団体が原形を改良して復旧することを希望し、原形の異なる復旧が災害復旧事業として望ましくないと思つた場合は改良復旧に基いて災害復旧事業費を決定するものとする。

（国庫負担金の交付方法）

第三十 国は前条の規定により災害復旧事業を決定した時は、当該地方公共団体に対し、当該災害復旧事業が施行される各年度において

第二十七の規定による国の負担金を金庫を通じて交付する。

（災害復旧事業費の精算）

第三十一 国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは主務大臣は、負担金のうちその施行しない災害復旧事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。

前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を遅滞なく国に返還しなければならない。
（剰余金の処分）

第三十二 地方公共団体は、国の負担金の交付を受けた災害復旧事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金を返還しなければならない。

前項の場合において、地方公共団体は、政令で定めるところにより当該剰余金を主務大臣の認可を受けた災害復旧事業に使用すること

とができる。

(市町村の災害復旧事業費)

第三十三 国が市町村に対して交付する災害復旧事業費の負担金の額の算定、交付及び滞付並びに災害復旧事業の成功認定に関する事務は政令で定めるところにより都道府県教育委員会が行う。

2 国は政令で定めるところにより、都道府県教育委員会が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付しなければならない。

第四章 公立学校施設金庫

第一節 総則

(目的)

第三十四 金庫は地方公共団体よりの積立金を善なる管理者の注意をもつてこれを管理し、これを基金として地方公共団体が行う学校施設の整備、防災及び災害復旧に関する事業を計画的に実施するために要する資金を供給することを目的とする。

(法人格)

第三十五 金庫は公法上の法人とする。

(事務所)

第三十六 金庫は主たる事務所を東京都におく。

金庫は主務大臣の認可を受けて必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(登記)

第三十七 金庫は政令で定めるところにより設立の登記をしなければならない。

前項の設立の登記には左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所

四 資金に關する規定

五 役員の名氏及び住所

六 理事に代表権を有したときは、その者の氏名

3 金庫は政令で定めるところにより、前項に規定する登記事項の変更、從たる事務所の新設並びに從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人の氏名及び住所、代理人を以てした事務所、その代理人に係る登記事項の変更並びに代表権の消滅を登記しなければならない。

前各項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければ

これをもつて第三書に對抗することができない。

（名称の使用制限）

第三十八 金庫でない者は公立学校施設金庫という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（法入に関する規定の準用）

第三十九 本法第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は金庫に準用する。

（免税）

第四十 金庫には所得税及び法人税を課さないものとする。

金庫の業務についての証券、帖簿及び金庫簿については、印紙税を納めることを要しない。

金庫についてこの法律に基いて行い登記については、登録税を課さないものとする。

第二章 政府の援助

（政府の出資）

第四十一 政府は金庫の事業を援助するため、この法律の施行の会計年度より三年間毎年 億を金庫に出資するものとする。

政府は必要のある場合には予算に定める金額の範囲内で金庫に出資することができらる。

政府の出資にかゝる資金は第六十六の規定による場合、国会の議決を経て経費に充てる場合を除く外第五十三に規定する業務に充てなければならぬ。

（資金運用部等よりの貸付）

第四十二 政府は次の各号に相当する場合には資金運用部等より金庫に対し資金を貸付ける措置をとらなければならない。

一 主務省令で予定する最低限の準備が金庫の資金不足で実施できない場合

二 災害復旧のために緊急に必要な場合

（事務費補助）

第四十三 政府は金庫の運営に必要な事務費を金庫に対し補助するものとする。

（物価変動算に対する対策）

第四十四 物価の著しい変動算により金庫の業務に支障を来たした場合及びそのおそれのある場合、主務大臣は速に適切な対策をとらなければならぬ。

第三章 役員

（役員）

第四十五 金庫に役員として総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内をおく。

（役員の仕事及び権限）

第四十六 総裁は金庫を代表しその業務を総理する。

3 理事は総裁の定めるところにより、金庫を代表し、総裁に事故が

あるときはその職務を代理し、総裁が欠員るときにはその職務を行ふ。

3 監事は、金庫の事務を監査する。

（役員の内命）

第四十七 総裁及び監事は、内閣の承認を得て主務大臣が任命する。

2 理事は総裁が主務大臣の認可を受けて任命する。

3 理事の中三名は地方公共団体の行政及び財政に経験をもつもので第八十二の加入地方公共団体代表者総会の推薦に基いて任命する。

（役員の内命）

第四十八 総裁、理事及び監事の任期は四年とする。但し最初の任命に係る理事のうち二人及び監事のうち一人の任期はそれぞれ二年とする。

2 総裁、理事及び監事は再任されることが出来る。

3 総裁、理事及び監事が欠員となつたときは遅滞なく補充の役員を

任命しなければならぬ。補欠の役員は前任者の在任すべき
のし期間とする。

(代表権の制限)

第四十九 金庫と総裁又は理事との利益が相反する事項については、
これらの者は代表権を有しない。

(代理人の選任)

第五十 総裁及び理事は金庫の役員のうちから従たる事務所業務に
關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選
任することができる。

(職員の任命)

第五十一 金庫の職員は総裁が任命する。

(役員及び職員地位)

第五十二 金庫の役員及び職員(常時金庫に勤務して一定の報酬を受
ける職員であつて、二月以内の期間を定めて雇用される者以外のも

のをいう。以下同じ)は國家公務員とする。

第四節 業務

(業務)

第五十三 金庫は第三十四に掲げる目的を達成するため左の業務を行う。

- 一 地方公共団体に対し学校施設の整備、改良及び災害復旧に關す
る事業に必要な資金の貸付
 - 二 地方公共団体の希望による資金貸付に代る現物給付
 - 三 地方公共団体の学校施設の整備改良及び災害復旧に關する事業
の積立金の管理及び運用
 - 四 金庫債の発行
- 五 金庫は前項に規定する業務の外主務大臣の認可を得て左の業務を
行うことができる。
- 一 学校施設に必要な土地、借地権及び資本の取得に關するあつせ
ん

二 貸付金の回収に関連して取得した土地、借地権、建築物の管理
及び処分

三 その他業務遂行に關し必要な事項

（貸付方針等）

第五十四 金庫は毎年度始め主務大臣の認可を経て、貸付の方針貸付
利率、償還期及び償還の方法等について基準を定め、これを官報に
公告しなければならない。

（貸付金の限度）

第五十五 地方公共団体に対する貸付金は、当該地方公共団体のその
年度の積立金の基礎となつた面積以内の實際の建築面積に主務省令
で定める限額を算じた金額から、その年度までの積立金の元利息を
差引いた金額を超えてはならない。但し金庫の資金に余裕がある時
はこの限りではない。

（貸付をする地方公共団体の選定）

第五十六 金庫が貸付けをする地方公共団体を決めようとする時は、
当該都道府県教育委員会と協議し第五十四に基いて定めるところに
従い金庫の資金状況を勘案して緊急性のあるものから公正に選ばな
ければならない。

（貸付契約）

第五十七 金庫が地方公共団体に貸付をしようとするときは、第五十
四及び第五十五に従い左の各号を定めた貸付契約をしなければなら
ない。

一 貸付金額

二 貸付金に対する利率

三 償還期間

四 償還方法

五 貸付の対象となる事業及びその完成期日

六 延滞金に対する利率

（貸付契約の変更）

第五十八 貸付契約を変更しようとする時は金庫と貸付を受けた地方公共団体とは協議しなければならない。但し第五十四及び第五十五に違反してはならない。

（災害等の特例）

第五十九 貸付を受けた地方公共団体が災害その他特殊の事由により元利金の支払が著しく困難となつた場合において貸付契約等の変更について金庫へ申入れた場合は、金庫は主務大臣の認可を受けて貸付契約の変更をしなければならない。

（過年度工事に対する貸付）

第六十 金庫が、整備、防災及び災害復旧事業を行つた地方公共団体と当該事業に着工する前にあらかじめ契約をした場合は、金庫はその事業費に対し後に貸付をすることができると。

（金庫よりの貸付金の性質）

第六十一 地方公共団体への金庫よりの貸付金は、政府において担保の額を制限する場合これを制限の対象としてはならない。

（積立金の運用）

第六十二 金庫は積立金を第五十に規定する業務にあてなければならぬ。

● 余利金は第六十六によるの外確実且つ有効にその利用をはからなければならない。

（金庫債）

第六十三 金庫は主務省令の定めるところにより金庫債を発行することができると。

● 特定の地域を限つて公募した金庫債による資金は、その地域の学費施設の建設のために用いなければならない。

（予算及び決算）

第六十四 金庫の予算及び決算に關しては、公団等の予算及び決算の

暫定特例に關する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の定めるところによる。

（利息金の処分）

第六十五 金庫は毎事業年度の決算上利息金を生じたときは、これを次年度の資金に繰入れるものとする。

（余剰金の運用）

第六十六 金庫は業務上の余剰金をもつて、国債を保有し、又はこれを大蔵省資金運用部に預け入れて運用することができる。

金庫は、業務に係る現金を国庫に預託することができる。

金庫は、業務を行うため必要と認める場合においては、その業務に係る資金のうち、受託者たる金融機関が委託業務を行うため必要な金額を限り当該金融機関に預託することができる。

（会計帳簿）

第六十七 金庫は、主務省令で定めるところにより業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

（会計検査院の検査）

第六十八 会計検査院は必要があると認めるときは、受託者たる金融機関につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

（業務の委託）

第六十九 金庫は、主務大臣の認可を受けて金庫の業務を委託するに必要で、且つ、適切な組織と能力とを有する銀行（日本銀行を除く。）その他の金融機関（以下「金融機関」と略称する。）に対し、積立金の納入、金庫の貸付に關する申込の受理及び審査、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に關する業務を、都道府県教育委員会に対し、貸付金に係る建設工事の審本を委託することができる。

但し、貸付の決定については、この限りでない。

金庫は、前項の規定により業務の一部を委託しようとする場合に

おいては、当該業務の委託を受ける者（以下「受託者」といす。）
に対し委託業務に関する準則を示さなければならぬ。

3 金庫は、第一項の規定により業務を委託した場合においては、受託者に対し、手数料を支払わなければならない。

2 前項の手数料は、金庫が、主務大臣の認可を受けて、元利金の回収に関する業務以外の委託業務については、その業務に必要な経費を基準として、元利金の回収に関する業務については、その業務に必要な経費に元利金の回収割合（元利金を回収した額の回収すべき額に対する割合をいう。）に応じて金庫が定める率により算出した金額を加えた額を基準として定める。

1 金庫は、必要があると認められる場合においては、受託者に対し、当該委託業務の処理について報告をさせ、又は役員若しくは職員をして当該委託業務について必要な調査をさせることができる。

● 受託者たる金庫の役員又は職員であつて第一項の規定による委託業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の刑罰の規定の適用については、これを法令による公務に従事する職員とみなす。

第六節 監督

（監督）

第七十 金庫は、主務大臣が監督する。但し、金庫を当番者又は参加人とする訴訟においては、法務総長が監督する。

● 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、金庫に対し業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
（役員解任）

第七十一 主務大臣は、金庫の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。
一 この法律若しくはこの法律に基く命令又は政府の命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。その他前各号に掲げるものの外金庫の役員として不適当と認められるとき。

主務大臣は、懲罰及び罷免を前項第一号又は第四号の規定により解任しようとするときは、内閣の本閣を無なければならぬ。

(報告及び検査)

第七十二 主務大臣は、必要があると認めるときは、金庫若しくはその受託者たる金庫機関に対して報告をさせ、又はその職員をして金庫若しくは受託者たる金庫機関の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、簿記その他必要な物件を検査させることができる。

但し、受託者たる金庫機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを早示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七節

(貸付を受けた者に対する会計検査)

第七十三 会計検査院は、必要があるときは、貸付を受けた地方公共団体の会計を検査することができる。

(訴訟上の準用)

第七十四 訴訟法(明治二十三年法律第百五号)及び行政事件訴訟法例法(昭和二十三年法律第八十一号)については、金庫を国の行政機関とみなして、政令で定めるところにより、これを金庫に準用する。

(恩給法の準用)

第七十五 金庫成立の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員又は公務員とみなされる者が金庫の役員

又は職員となつた場合（その公務員又は公務員とみなされる者が引
き続いて同条に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在
職し、更に引き続いて金庫の役員又は職員となつた場合を含む。）
には、同法第二十条第一項に規定する文官であつて国庫から俸給を
受ける者として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の
規定を準用する。

前項の規定により恩給法第二十条第一項に規定する文官であつて
国庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなされる者が前項
において準用する恩給法第五十九条第一項の規定により国庫に納付
すべき金額は、俸給の支払をする際その支払をする金庫の職員が俸
給からこれを控除し、その計算を明らかにする仕訳簿を添付して毎
翌月十日迄に入徴收官に納付しなければならぬ。

3 第一項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給
付等については、金庫が行政庁とみなす。

（共済組合）

第七十六 金庫の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和二十
三年法律第六十九号）の適用については、同法に使用される者で国庫
から報酬を受けるものとみなし、同法第二条第一項の規定により文
部省に設けられた共済組合の組合員となるものとする。

第七十七 前項の規定により文部省に設けられた共済組合の組合員と
なつた者に係る国家公務員共済組合法第六十九条第一項各号に掲げ
る金額は、同項の規定にかかわらず、金庫が負担するものとし、金
庫の総額がこれを毎月当該共済組合に払い込むものとする。

金庫の総額は、前項の規定により、当該共済組合に負担金を払い
込む場合において、組合員の推定数に基づいて概算払をすることがで
きる。この概算は、当該会計年度末において組合員の実数に基づいて
行われるものとする。

（健康保険との関係）

第七十八 海軍保険法（大正十一年法律第七十号）第十二条第一項及び厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）第十六条ノ二の規定の適用については、金庫の役員及び職員は國に使用される者とみなす。

（美害補償）

第七十九 金庫の役員及び職員は、その美害補償については、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給年の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）の規定を適用する。

労働者美害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三条第三項の規定の適用については、金庫の事業は、國の直営事業とみなす。

3 第一項の規定により補償を要する費用は、金庫が負担する。
（失業保険）

第八十 失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第七条の規定

の適用については、金庫の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

第八十一 國庫は、金庫がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八条第一項に規定する国庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

第五章 雜則

（加入地方公共団体代表者総会）

第八十二 都道府県、市、町村は、都道府県の総務ごとに選出した代表者をもつて加入地方公共団体代表者総会をもつことができる。

8 前項の総会より要求があつた場合は、会長の役員は総会に出席し説明を行わなければならない。

（地方公共団体の学校関係貯金に対する資金部運用資金の貸付）

第八十三 地方公共団体の設置する学校の児童、生徒、学生が学校を――
抽じて郵便貯金を行い、あるいは当該地方公共団体の学校の父兄が
団体として郵便貯金を行う組織を作っている場合において当該地方
公共団体の学校が災害を受けた際には当該学校の災害復旧事業費の
ために当該地方公共団体は前記貯金高に依じて金額を抽じて資金部
運用資金の貸付を受けることができる。

（学校植林に対する特例）

第八十四 学校が災害をうけた地方公共団体は、当該学校の災害復旧
事業費のために当該地方公共団体の学校の児童、生徒及び学生が
有地又は公有地に対して行つた学校植林の経費額に依じて金額を抽
じて資金部運用資金の貸付を受けることができる。

（主務大臣、主務省令）

第八十五 本法において、主務大臣とは文部大臣、大蔵大臣及び地方
自治庁長官を言い、主務省令とは文部省令、大蔵省令及び総理府令
を言い。但し、第四章関係においては、主務大臣とは文部大臣、及
び大蔵大臣、主務省令とは文部省令及び大蔵省令を言い。

第五章 雜則

（加入地方公共団体代表者総会）

第八十二 都道府県、市、町村は、都道府県の議員ごとに選出した代表者をもつて加入地方公共団体代表者総会をもつことができる。

8 前項の総会より要求があつた場合は、会長の役員は総会に出席し、説明を行わなければならない。

（地方公共団体の学校関係貯金に対する資金部運用資金の貸付）

第八十三 地方公共団体の設置する学校の児童、生徒、学生が学校を抽じて郵便貯金を行い、あるいは当該地方公共団体の学校の父兄が団体として郵便貯金を行う組織を作つている場合において当該地方公共団体の学校が災害を受けた際には当該学校の災害復旧事業費のために当該地方公共団体は前記貯金高に応じて会費を抽じて資金部運用資金の貸付を受けることができる。

（学校植林に対する特例）

第八十四 学校が災害をうけた地方公共団体は、当該学校の災害復旧事業費のために当該地方公共団体の学校の児童、生徒及び学生が国有地又は公有地に対して行つた学校植林の種額に応じて会費を抽じて資金部運用資金の貸付を受けることができる。

（主務大臣、主務省令）

第八十五 本法において、主務大臣とは文部大臣、大蔵大臣及び地方自治庁長官を言い、主務省令とは文部省令、大蔵省令及び総務府令を言う。但し、第四章関係においては、主務大臣とは文部大臣、及び大蔵大臣、主務省令とは文部省令及び大蔵省令を言う。

附 則

- 1 この法律は公布の日から施行する。
- 2 主務大臣は、設立委員を命じて金庫の設立に関する事務を処理させる。
- 3 設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく政府に対し出資金の払込の請求をしなければならぬ。
- 4 政府より出資金の払込があつた日（分期して払い込まれる場合においては、第一回の払込のあつた日）において、設立委員は、その事務を金庫の総務に引き継がなければならぬ。
- 5 総務が前項の事務の引継を受けた日において、総務、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならぬ。
- 6 金庫は設立の登記をすることに因り成立する。
- 7 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）第五条二十五の次に次の一号を加える。

二十五の二 公立学校施設金庫の業務の監督その他公立学校施設の整備、防災及び災害復旧に関する法律の施行に関する事務を管理すること。

- 8 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）第十二条六の次に次の一号を加える。
- 六の一 公立学校施設金庫を監督する。
- 9 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
- 第三條第六の次に次の一号を加える。
- 六の二 公立学校施設金庫
- 四 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
- 第四條第二号中「住宅金融公庫」の下に「公立学校施設金庫」を加える。

11 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改

正する。

第十九条第二号ノ四を同条第二号ノ五とし。同条第二号ノ五を同条第二号ノ六とし、同条第二号ノ三の次に次の一号を加える。

二ノ四 公立学校施設金庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

18 印紙税法ハ明治三十二年法律第五十四号ノの一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ二の次に次の一号を加える。

五の三 公立学校施設金庫ノ発スル証券、帳簿

13 貸金業等の取締に關する法律ハ昭和二十四年法律第七十号ノの一部を次のように改正する。

第二条第二号中「住宅金庫公庫」の下に「公立学校施設金庫」を加える。

14 文部省設置法ハ昭和二十四年法律第四百十六号ノの一部を次のように改正する。

第二十四条第一項の表中

「中央産業教育審議会

産業教育振興法ハ昭和二十六年法律第二百十八号ニ基キ文部大臣の諮問に依ジ、産業教育に關する重要事項を調査審議シ、及びこれらの事項に關して文部大臣に建議すること」

の次に

「公立学校施設中央審議会

「公立学校の整備、防災及び災害復旧に關する法律ハ昭和 年法律第 号ニ基キ文部大臣の諮問に依ジ、公立学校施設の整備、防災及び災害復旧に關する基本方針、公立学校施設金庫の運営方針につき調査審議する」

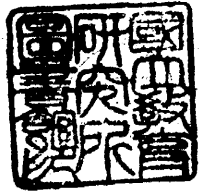
を加える。

状況により必要の施設	必要の施設	区分
一 給食施設 二 屋内運動場又は講堂 三 水泳プール	一 学級数と同数以上の教室 二 管理に必要な施設 三 便所 四 牛乳所 五 保健室 六 図書室 七 屋外運動場	小中学校
一 同上 二 同上 三 同上 四 職業家庭の教科の学習に必要な施設 五 寄宿舎	一 職業家庭の教科の学習に必要な施設を 含めて学級数と同数以上の教室 二 同上 三 同上 四 同上 五 同上 六 同上 七 同上	中学校
一 講堂 二 水泳プール 三 職業課程の教科の学習に必要な施設 四 給食施設 五 寄宿舎	一 職業課程の教科の学習に必要な施設を 含めて学級数と同数以上の教室 二 同上 三 同上 四 同上 五 同上 六 同上 七 同上 八 屋内運動場	高等学校
小学部は 小学校に 中学部は 中学校に 高等部は 高等学校に それぞれ同じ	一 より七まで 小学部は 小学校に 中学部は 中学校に 高等部は 高等学校に それぞれ同じ	盲学校
同上	一 より七までは 同上 八 聴覚訓練室	ろう学校

表一 学校に必要な施設

註一 学級数とは、当該学校の児童生徒の総数を五で除した数とする。この場合端数は
 却捨てるものとする。

状況により必要とするもの、必要性の決定は、別に文部省令で定めるものを除き都
 道府県教育委員会において行うものとする。



註 基準の補正については別に文部省令で定める。

高等学校					各課程共通面積	課程別 学校の学級数による百分 の内は一学年の 学級数	最低基準
共通面積に計算すべき坪数							
水産課程	工業課程	農業課程	商業課程	普通課程			
		職業課程に つては別に 文部省令で 定める。		0.4	2.0	(1)	3
				0.4	1.4	(2)	6
				0.4	1.3	(3)	9
				0.3	1.3	(4)	12
				0.3	1.3	(5)	15
				0.4	1.2	(6)	18以上

(単位 坪)

第二表

校舎面積の最低基準

(単位 坪)

養護学校	盲学校及び ろう学校	中学校	小学校	幼稚園	学校種別	最低基準
校舎 五.三	校舎 五.〇	校舎 三.二	一.三	〇.九		
			〇.九			